

## 第9次 美浜町行政改革大綱

### はじめに

本町では、変化していく社会に対応し、また地域全体の課題に的確かつ効果的に対応し、住民の皆様が安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、これまで行政改革に努めてきました。

しかしながら、少子高齢化・人口減少の進行による人口構造の変化、大規模災害だけではなく様々な形で起こりうる災害への多面的な安心・安全に対する意識の高まり、情報通信技術の急速な発展をはじめとした社会経済・環境の変化、社会保障関係経費の増加、公共施設・インフラの老朽化に伴う修繕費の増加・統廃合など、様々な課題がある中で当町が掲げる「強く」「優しく」「美しい」を実現していくためには地方財政含め、まだまだ厳しい状況が続くと思われまます。

このように自治体を取り巻く環境が一層厳しさを増すなか、現状を受け止めたうえで多岐にわたる住民のニーズへの迅速かつ正確な対応が引き続き重要であると認識しております。またそのために課題の根幹を正確に捉え、最小限のコストで最大限の成果を出すため引き続き、新たな可能性を模索し改善していく行政でなければなりません。

これらの目標を一つでも多く達成し、また将来にわたり、より効率的に住民のニーズへの対応、サービスを提供し続けていくため、新たに「第9次美浜町行政改革大綱（令和8年度から令和12年度）」を策定し、「強く」「優しく」「美しい」美浜町への実現に取り組んでまいります。

令和8年3月

美浜町長 籾内 美和子

## **1. 行政改革を進める基本的な考え方**

- (1) 行政改革大綱策定の背景

## **2. 行政改革の基本理念と基本方針**

- (1) 行政改革の基本理念
- (2) 行政改革の基本方針

## **3. 美浜町行政改革の主要施策**

- (1) 人材育成の推進
- (2) 歳入・歳出改革の推進
- (3) 充実した行政サービスの推進

## **4. 美浜町行政改革の推進体制等**

- (1) 行政改革の推進体制と住民への公表
- (2) 行政改革大綱の推進期間

# 1. 行政改革を進める基本的な考え方

## (1) 行政改革大綱策定の背景

これまで、美浜町では、「一人の犠牲者も出さない。災害に強いまちづくり」「子育て、高齢者の暮らしを応援する優しいまちへ」「煙樹ヶ浜などの美しいまちを守り、住民の健康や産業振興に」という3つの柱を基本としたまちづくりを進めてきました。ひきつづきこれらの事業・施策を進めていくためには、持続可能な財源の確保が必然であり、そのためには、行政と住民が今まで以上に密に協力して、「まちづくり」を進めていかなければなりません。

行政改革の基本方針のひとつとして、「住民との協働のまちづくり」があり、「住民との協働のまちづくり」とは、住民と行政が情報を共有し、相互の信頼関係に基づき、共通の目標の達成に向けて互いの役割をはたし、実現していくということです。新たな時代の行財政運営においても民間意識と同様に、職員が共通の目標・目的を持ち、コスト削減の意識を持ち、住民ニーズを的確にとらえた質の高いサービスを提供していく必要があります。また、シンプルでわかりやすい計画を策定することで、数値目標の設定、定期的な点検、検証・改善が行えるシステムを構築することができ、限られた資源を最大化する必要があります。

これらの視点に基づき、住民と協力し、より一層の行政改革に取り組み、地方分権の時代に対応した簡素で効率的な行政改革を進めていかなければなりません。

## 2. 行政改革の基本理念と基本方針

### (1) 行政改革の基本理念

#### 『簡素なまちづくり』

町が描く将来像を実現するためには、住民と行政が一体となり、問題を解決していかなければなりません。住民からのニーズは多種多様にあり、そのすべてに完璧な対応をしていては住民・行政また財政面でも疲弊して対応が十分できなくなると考えられます。そこで問題・課題の根幹を正確に捉え全ての住民が等しく満足できる、簡素であるが最大限に効果を出せるまちづくりを推進する必要があります。

### (2) 行政改革の基本方針

基本理念の実現に向けて、次の3点を基本方針として定め、行政改革を推進します。

#### 「組織力の向上」

多種多様に変化していく住民からのニーズに対する確かな行政サービスを提供するために、職員一人ひとりが常に改善・創意工夫を意識して対応できる組織環境の向上を引き続き推進していきます。

#### 「財政の効果的な運営」

これまでの行政改革のなかで財政の運営に関し、これまで改善を進めてきました。少しずつではありますが財政状況は良くなりつつあると考えております。しかし、今後の地方財政は地方税の減少、公共施設の維持管理費の増加、社会保障関係経費の増加等により、益々厳しい状況のなかで運営を行わなければなりません。そのような中、適正で効率的な予算執行や将来を見据えた安定した財源の確保をはじめ、新たな財源の確保に向けた取り組みなど、健全な財政運営と持続可能な行政運営に努めます。

#### 「住民との協働のまちづくり」

限られた職員数や予算の枠組みの中で、すべての課題に対応するのは困難な状況であります。様々な課題に対して的確に対応し、課題を解決していくためには、行政だけではなく、住民がまちづくりに積極的に参加していく「協働のまちづくり」を進める必要があります。そのため、住民からの積極的な情報発信、行政の対応と情報の共有による相互の信頼関係をさらに深め、住民と地域

が主役となった協働によるまちづくりを推進します。

### 3. 美浜町行政改革の主要施策

#### (1) 人材育成の推進

多様化する住民からのニーズに的確に対応するためには、今までの取り組みだけではなく既存に囚われない手法や発想、またニーズを捉え処理する正確性が重要となり、職員一人ひとりの日々の業務の中で改善・工夫が重要となります。そのような人材育成をするため採用年度・階級等に応じた計画的職場研修や他機関が実施する職場外研修への積極的な参加機会の確保など、引き続き職員研修の充実を図ります。また、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）が実現できるよう、時間外勤務の抑制及び年次有給休暇の計画的取得が可能な職場環境づくりに努めます。

#### (2) 歳入・歳出改革の推進

限られた財源のなかで、様々な課題に対して、最大の効果をあげるためには、経費節減を徹底するとともに、より一層自主財源の確保に努める必要があります。そのため、変化する社会を意識した事務事業の見直しは当然のことながら、質の高い行政サービスの最適化をめざし、費用対効果を意識した効率的な行政運営を図ります。また「(1) 人材育成の推進」の中にもあります時間外勤務の抑制と併せてさらなる財源改善に努めます。

#### (3) 充実した行政サービスの推進

住民が行政に関心を持てるよう、住民が求めている必要な情報をより見やすく、よりわかりやすいかたちで漏れのない情報発信を心掛け、住民が利用しやすい役場を目指します。また、住民との協働により地域資源を再発掘し、ふるさとの魅力を町内外に発信することで、ふるさとに対する愛着や誇りをもってもらえるよう努めます。さらに、より充実した行政サービスを目指し、事務事業の利便性の向上に努めます。

## 4. 美浜町行政改革の推進体制等

### (1) 行政改革の推進体制と住民への公表

有識者等で組織する「美浜町行政改革懇談会」からの意見を尊重し、庁内に設置する「行政改革推進本部」を中心として全庁的に行政改革を推進します。

また、その取り組み状況については、広報紙やホームページなどを通じて公表し、住民の理解と協力を得ながら行政改革を推進します。

### (2) 行政改革大綱の推進期間

第9次行政改革大綱の推進期間は、令和8年度から令和12年度までの5ヶ年とします。